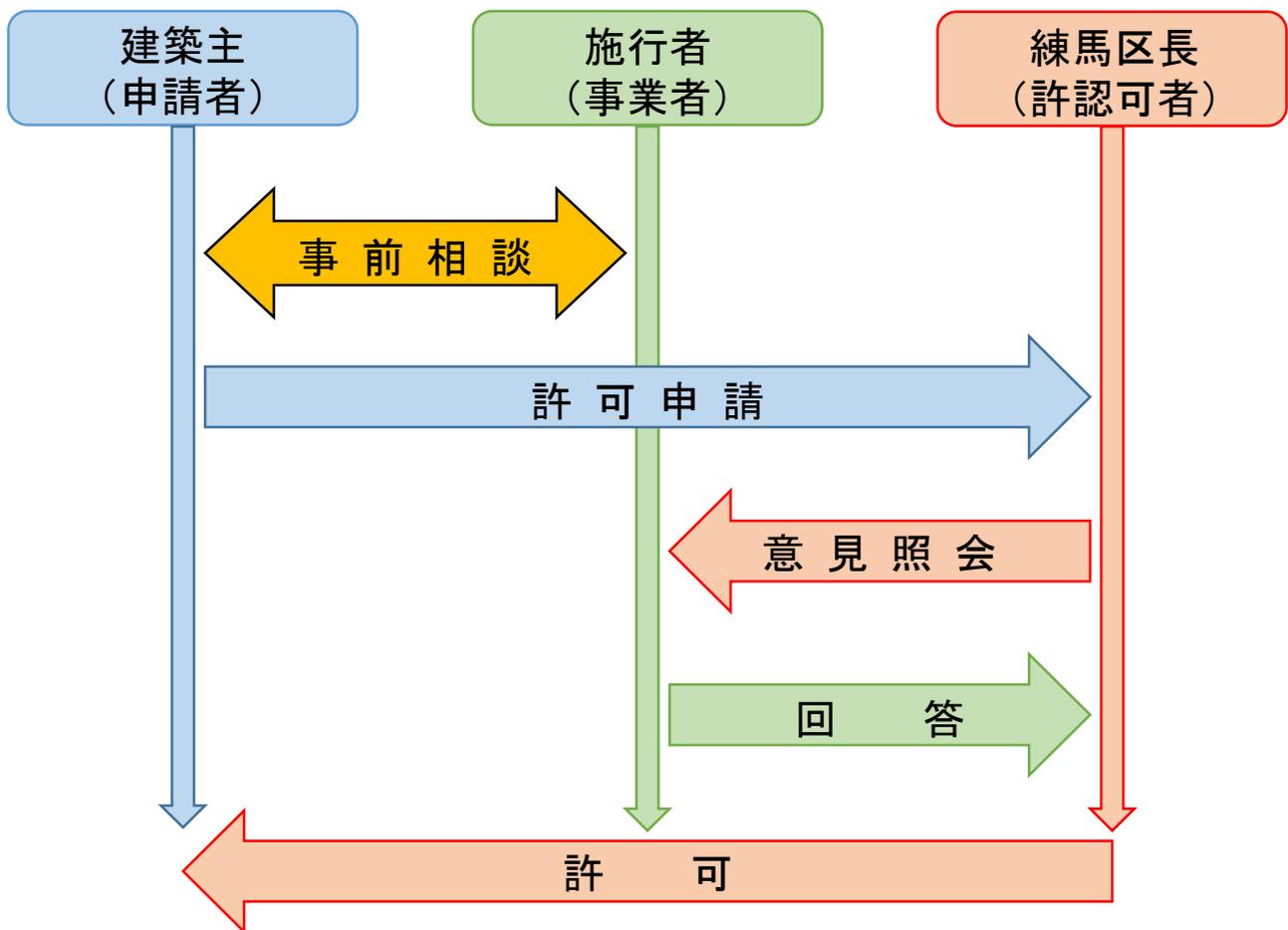


## 都市計画法第65条の許可申請の流れ

- ・ 事業地内において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等を行おうとする場合には、練馬区長の許可が必要になります。
- ・ 手続きの方法など詳細については、練馬区交通企画課まで、お問い合わせください。



### 【お問合せ先】

- 都市計画法第65条の許可申請について  
練馬区交通企画課  
03-5984-1328 (平日8:30~17:15)
- 事業区域の確認、建築等の事前相談について  
施行者：国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所  
0120-34-1491 (平日9:15~18:00)